

ライフパークえにし 利用規約

2021年4月1日

1. 施設概要

名称 ライフパークえにし
場所 〒343-0015 埼玉県越谷市花田2丁目2番地8
運営者 有限会社アフィニティー島田

2. 出店資格

キッチンカー、催事、チャレンジショップ、野外イベント、企業PR展示など、個人または法人の出店営業者を対象とします。申込み時に提出いただく出店申込書に記載した事業のみを行うことが条件となります。なお、第三者へのサブリース（又貸し、転貸）等を行えません。

3. 会場区画

キッチンカースペース	5区画	1コマ	7m×3m	約21.0㎡
ショップスペース	4区画	1コマ	3m×3m	約9.0㎡
イベントスペース	2区画	1コマ	7m×7m	約49.0㎡

※キッチンカースペース以外での飲食営業はできません。

4. 区画の決定

貸出区画の位置選定や敷地内での配置詳細については、申込書に記載いただく希望区画をもとに「ライフパーク」が決定します。ご予約状況や出店内容等により、ご希望に沿えない場合があります。

5. 出店登録

出店の申込登録にあたり、必要書類をご提出いただきます。

① 出店申込書

キッチンカースペースを利用し飲食営業を行う出店者は、以下の書類も必要になります。

② 保健所の営業許可書一式の写し 1部

③ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し 1部

④ 生産物賠償責任保険(PL保険)等の証明書の写し 1部

6. 出店料

- ① キッチンカースペース
- ② ショップスペース
- ③ ショップスペース（創業支援チャレンジ）
- ④ イベントスペース

※出店内容等により応相談となります。

※敷金・礼金等の手数料はありません。

※出店料は前金制となります。

7. 出店専用駐車場

出店者は、運搬用に使用する車両の専用駐車場をお使いいただけます。

1台につき_____円（税込）/日となります。ご利用台数は、事前に申し出ください。

※近隣スーパーの駐車場を使うことはできませんのでご注意ください。

※近隣スーパーの駐車場を使いご迷惑を掛けた場合は、出店を中止させていただきます。

8. 出店キャンセル

出店申込後のキャンセルはできませんので予めご了承ください。

無断キャンセルが生じた場合は、以後の出店をお断りいたします。

9. 雨天や強風、天災の場合について

出店者とライフパークの協議のうえ出店困難となった場合は、出店およびイベント等は中止とさせていただきます振替のご相談となります。

中止となった出店日のキャンセル料金はありません。

※出店途中でやむを得ず中止となる場合の料金につきましてはご相談となります。

10. 出店ご利用時間

出店時間は、午前10時00分～午後9時00分とします。

11. 搬入・搬出について

搬入・搬出時の車両乗り入れは、安全を最優先でお願いいたします。

搬入時間は、開店時間に合わせ事前打ち合わせとなります。

搬出時間は午後9時30分までに退出となります。

12. 区画ブースの利用

- ① 出店時は、決められた区画内にて、ブース展開を行って下さい。
- ② 出店終了後は、出店スペースの現状復帰に努めて下さい。
- ③ 飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任を持って清掃をしてからお帰り下さい。

13. 取扱品目と販売価格

- ① 取扱品目は事前に届けるものとし、届出のなかった品目の提供は禁止します。
- ② 販売価格については、適正な範囲内にて設定して下さい。

14. 接客マナー

- ① 接客態度やサービスについては十分なお配慮をお願いいたします。
- ② お客様からのクレームが多数寄せられた場合、出店をお断りいたします。

15. ゴミ清掃の実施・衛生面対策

- ① 出店場所の清掃は、出店前と終了後に必ず行って下さい。
- ② ゴミ箱の設置を義務付けます。自店の前の目立つ位置にゴミ箱を必ず設置し、そこで出たゴミは必ず持ち帰って下さい。また、ゴミ箱が満杯にならないよう随時ゴミ袋の交換を行って下さい。
- ③ 感染症対策の手洗いの実施、清潔感のある服装等、来店者に不快感を抱かせないように対応して下さい。

16. 給排水、電源等

- ① 給水所や電源はありません。水や発電機は各自ご持参下さい。発電機は所定位置へ設置して下さい。
- ② 調理等で使用した雑排水は必ず持ち帰って下さい。
- ③ 施設内は、車両のシンク以外での洗い物は一切禁止しています。

17. 営業許可関係

- ① 営業者は、申請し許可された車両のみを施設内に乗り入れて営業できるものとします。
- ② 保健所より交付された営業許可書は、必ず携帯することとします。
- ③ 本人以外の出店は認めません。(法人は出店代表者とします。)
- ④ 過去に食品衛生法、又はこの法律に基づく処分を受けたことがある方はお断りいたします。

⑤ 暴力団、暴力団関係企業、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員の方はお断りします。

18. 車両事故・衛生面での事故・その他トラブル

- ① 車両事故や飲食物販売に関する事故が発生した場合は、全て自己の責任において賠償していただきます。
- ② 食品の取扱については、食品衛生法及び関係法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情が発生しないように十分注意して下さい。万が一、事故が発生した場合は、出店者自らの責任と費用を持って対応して下さい。
- ③ 出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害等に対して、ライフパークは、その損害を補償いたしません。

19. その他、違反行為

- ① 他の出店者の妨げとなる迷惑行為は禁止します。営業条件を遵守できない場合は、途中でその日の営業を停止、又は、登録を取り消し、以後全ての日程の営業を停止することとします。
- ② 前記により営業を停止、又は登録を取り消すことによって被る損害については、「ライフパーク」はこれを補償いたしません。この場合、当日の出店料金は支払っていただきます。
- ③ 出店者間においては、健全な関係性を保つよう努めるものとし、出店者間同士のトラブルには、 厳重な処分をもって対処させていただきます。

20. 免責事項

出店者が、上記の項目に違反した行為、又は不正もしくは違法な行為によってライフパークに損害を与えた場合、ライフパークは当該出店者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとし、